⑺【優先出資の内容】
⑻【消却・併合に関する事項】
⑼【単位未満優先出資に関する事項】
⑽【発行の条件に関する事項】
⑾【募集の方法】
⑿【申込証拠金】
⒀【申込期間及び申込取扱場所】
⒁【払込期日及び払込取扱場所】
⒂【引受け等の概要】
⒃【振替機関に関する事項】
⒄【その他】
第２【過去２年以内における発行登録による募集（売出し）】
１【社債（特定短期社債を除く。）】
⑴【銘柄】
⑵【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
⑶【券面総額】
⑷【各社債の金額】
⑸【発行（売出）価額の総額】
⑹【発行（売出）価格】
⑺【利率】
⑻【利払日及び利息支払の方法】
⑼【償還期限及び償還の方法】
⑽【申込期間】
⑾【払込期日】
⑿【社債管理者又は社債の管理会社】
【転換特定社債に関する事項】
⒀【転換の条件】
⒁【転換により発行する優先出資の内容】
⒂【転換請求期間】
【新優先出資引受権付社債に関する事項】
⒃【新優先出資引受権の内容】
⒄【新優先出資引受権の行使請求期間】
⒅【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】
２【特定優先出資証券】
⑴【銘柄】
⑵【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
⑶【額面金額】
⑷【発行口数】
⑸【発行（売出）価額の総額】
⑹【発行（売出）価格】
⑺【優先出資の内容】
⑻【消却・併合に関する事項】
⑼【単位未満優先出資に関する事項】
⑽【発行の条件に関する事項】
⑾【申込期間】
⑿【払込期日】

（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第二号の二様式に準じて記載すること。
⑴　代表者の役職氏名
発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。
⑵　発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態
今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の形態（特定社債券、特定優先出資証券の別等）を記載すること。
⑶　今回の募集（売出）金額
今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。
⑷　発行登録書の内容
ａ　「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。
ｂ　「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。
ｃ　「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。
⑸　これまでの募集（売出）実績
ａ　発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
(a)　「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
(b)　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
(c)　「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。
ｂ　発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
(a)　「番号」欄には、ａの(a)に準じて記載すること。
(b)　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
(c)　「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。
第二十四号様式中
「　　⑸【発行予定額】
【これまでの募集（売出）実績】⑸

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）

を